

回答書

2019年5月13日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

株式会社ホンダレンタリース札幌

代表取締役社長 原 秀行

2018年8月2日付の貴法人からの申入書について本書面のとおり回答いたします。

弊社は一般社団法人札幌レンタカー協会加盟法人であり、弊社の約款は同協会の上部組織である全国レンタカー協会の標準貸渡約款に準拠した内容で作成しております。修正後の約款の施行は、全国レンタカー協会の施行時期である2019年6月以降の対応を予定しております。

1 「運転者」に関する定めについて

(1) 第18条第5項、第6項

放置駐車違反者が反則金を納付しない場合等の条項であり、必ずしも違反者が借受人でない運転者であることもあるため、本条項は修正いたしません。

(2) 第19条第2項、第3項の第一文

ア 2項を次のとおり修正します。

借受人又は運転者が前項の条項に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。

イ 3項の第一文は、借受人および運転者が不可抗力によりレンタカーを返還することが出来ない場合に、借受人および運転者が責任を負わないことを定めた条項です。すなわち、同項は、運転者に支払義務を負わせたり、その権利を制限している条項ではないため、本条項は修正いたしません。

(3) 第21条1項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

(4) 第22条1項、2項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

(5) 第23条3項

前段の「借受人または運転者」を「借受人」に修正します。

なお、同項後段「レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担」の「運転者」は、費用の負担を運転者に求める趣旨ではありませんので修正いたしません。

(6) 第27条2項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

(7) 第27条6項

次のとおり修正します。

借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

(8) 第28条1項、2項

次のとおり修正します。

借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の条項に基づく

代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

(9) 第29条1項、3項、4項

次のとおり修正します。

借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1項、以下略)

- 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとし、

- 4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとし、

(10) 第33条1項

借受人ではない運転者がこうした行為の違反者、当事者になることがある
うるため、本条は修正いたしません。

(11) 第34条1項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

(12) 第35条1項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

(13) 第36条1項

第18条で運転者にも放置違反金の支払い義務が生じることがあること
から、本条は修正いたしません。

2 約款第19条第2項について

「当社に与えた一切の損害」を「当社に与えた損害」に修正します。

3 約款第20条第2項について

次のとおり修正します。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借
受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還する
ものとします。

4 約款第22条第2項について

「300%」を「200%」に修正します。

5 約款第27条第6項について

1項(7)第27条第6項の回答の通りです。

6 約款第28条第1項について

1項（8）第28条第1項の回答の通りです。

7 約款第28条第2項について

1項（8）第28条第2項の回答の通りです。

8 約款第30条第1項について

次のとおり修正します。

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

9 約款第36条第1項の利率について

「36.5%」を「14.6%」に修正します。

以上